

## 入札説明書

宮崎県が行う下記の業務委託に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書に疑義がある場合は、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に使用等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 1 一般競争入札に付する事項

工賃向上実現事業補助金効果検証等業務委託

### 2 一般競争入札参加に関する事項

- (1) 条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格は、物品の買入等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年告示第93号）第2条に規定する資格を有し、営業種目がその他（調査・研究・検査）に登録されており、かつ、入札公告日において次のいずれの要件も満たしている者であること。

①事業所の所在地に関する事項	県内に主たる営業所（本店）を有するもの。
②欠格該当者でないこと	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者
③その他の事項	ア 県税（地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。 イ 暴力団員による不当な行為に防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 ウ 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (2) 条件付一般競争入札参加資格の確認

本委託業務に係る入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に必要書類を添えて次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期間

公示日から令和6年11月11日（月曜）まで

（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 提出場所

宮崎県福祉保健部障がい福祉課

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7068

ウ 提出書類

入札参加資格確認申請書（別記様式1）

エ 必要書類

- ・ 組織図、従業者数及び業務概要がわかるもの（本委託業務を実施する者を明記すること）
- ・ 氏名（フリガナ付き）、性別及び生年月日を記載した役員名簿
- ・ 入札の参加に関する誓約事項（別記様式5）

オ 結果通知

入札参加資格の有無について、速やかに決定し、申請者に対して通知する。

### 3 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県福祉保健部障がい福祉課 障がい者・就労支援担当  
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
(電話) 0985-26-7068  
(ファクシミリ) 0985-26-7340  
(E-mail) shogaifukushi@pref.miyazaki.lg.jp

### 4 入札質問書の提出及び回答

- (1) 提出期限及び提出場所  
ア 提出期限 令和6年11月11日(月曜) 午後5時必着  
イ 提出場所 宮崎県福祉保健部障がい福祉課  
(電子メールアドレス: shogaifukushi@pref.miyazaki.lg.jp)  
ウ 提出方法 直接提出のほか、郵送及び電子メールアドレスによる提出を可とする。
- (2) 提出する書類  
入札質問書(別記様式4)
- (3) 入札質問書に対する回答  
回答は質問者に対し電子メールで行う。ただし、入札参加者全員に影響する回答の場合は、県庁ホームページに回答の掲載を行う。

### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札に参加する者は、入札書(別記様式2)を持参し、提出しなければならない。  
電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札と開札の場所及び日時  
ア 場所 宮崎県庁防災庁舎 防73号室  
宮崎市橘通東2丁目10番1号  
イ 日時 令和6年11月14日(木曜) 午後2時から
- (3) 代理人が入札を行う場合は、委任状(別記様式3)を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。その場合、代理人の印鑑は、入札書及び委任状とも同じものとする。
- (4) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、訂正箇所二本線を引き、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し又は取り消す。

### 6 開札及び再度の入札

- (1) 開札には、入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。
- (2) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。再度入札は1回とする。
- (3) 再度の入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (4) 再度の入札書には再入札書と記載すること。
- (5) 再度入札に付しても落札者がにときは、最低入札価格と予定価格との差が僅少の範囲にあるときに限り、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により最低額の入札者と見積もり合わせを行う。

## 7 入札保証金

### (1) 入札保証金

入札金額の 100分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証契約(入札金額の 100分の 5 以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

契約金額の 100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去 2 箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。(過去 2 箇年度の実績に関しては、本件入札の落札者に提出を求める。)

## 8 入札の効力

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

## 10 契約に関する事項

- (1) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (2) 契約保証金については、宮崎県財務規則第 101条の規定による。
- (3) 契約の条項は別添業務委託契約書(案)のとおりとする。

## 11 その他

入札参加者又は契約の相手方が本件に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。